

2021年3月2日

適格消費者団体  
特定非営利活動法人  
埼玉消費者被害をなくす会  
差止請求検討委員長  
長田 淳 殿

株式会社ヘルスアップ  
代表取締役 池田 暁光

### 回答書

貴会より拝受しました2021年2月3日付け「申入書兼要望書」について、ご回答申し上げます。

### 記

#### 第1 申入れの趣旨

- 1 (i) 及び (ii) のホームページ広告における以下の表示につき、使用を停止し、もしくは適切な表示へ修正してください。
- 2 (iii) のホームページ広告における以下の表示につき、使用を停止し、もしくは適切な表示へ修正してください。

#### 申入れへの当社の対応

- 1 申入れの趣旨1①～③及び2①～⑤について
  - (1) 申入れの趣旨1①及び2①の表示について  
「特別価格 500円」「特別価格 100円」(別紙1①及び2①の広告表示)という表示を削除いたしました。
  - (2) 申入れの趣旨1②及び2②、③の表示について  
「500円」、「100円」、「200円」(別紙1②及び2②、③の広告表示)という表示の直下に、適切な大きさと定期購入であることを認識できるように、「※トクトクコースは4ヶ月のご継続が条件となります。※4回のお受け取りで、トクトクコースは合計15,586円(税込/送料込)のお支払いになります。※5回目以降は、発送日の10日前までにご連絡を頂ければいつでも解約や休止が可能です。※未成年者の申し込みの場合、法定代理人の同意が必要です。」というテキストを追加いたしました。
  - (3) 申入れの趣旨1③及び2④、⑤の表示について  
ご指摘の表示(別紙1③及び2④、⑤の広告表示)については、定期購入契約ということを認識しやすくするためテキストを大きくいたしました。また、「※未成年者の申し込みの場合、法定代理人の同意が必要です。」というテキストを追加いた

しました。

2 申入れの趣旨1④について

「1日あたりたった17円」（別紙1②の広告表示）という表示を削除いたしました。

第2 要望の趣旨

- ①申込みの際、生年月日の入力を必須とし、申込者の年齢確認を行うこと
- ②未成年者による申込みの場合、法定代理人の同意が必要であることの注意喚起を行うこと

要望への当社の対応

お申し込みフォームの「お客様情報のご入力」にて、生年月日の入力を必須とし、「未成年者の場合、法定代理人による同意が必要です。」のテキストを追加することで、申込者の年齢確認及び未成年者へ法定代理人の同意が必要であることの注意喚起を行えるようにいたしました。

弊社は今後もより一層のコンプライアンス意識をもち、プロモーション活動の適正化をはかって参ります。

何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上